

## 〈 目 次 〉

1	三島警察署管内の交通事故	1
2	死亡事故	5
3	歩行者事故	6
4	幼児・園児事故	7
5	小学生事故	8
6	中学生事故	9
7	高校生事故	10
8	高齢者事故	11
9	高齢運転者事故	13
10	自転車事故	14
11	二輪車事故	15
12	交差点事故	16
13	安全運転管理者選任事業所起因事故	17

※ 交通事故発生場所を詳しく知りたい方は、静岡県警察ホームページにある『交通事故発生マップ』を検索して下さい。

## 〈 凡 例 〉

この統計表に用いている主な用語の意味は次のとおりです。

- 「交通事故」・・・道路上において、車両・列車の交通によって起こされた死亡または負傷を伴った事故（人身事故）をいう
- 「第一当事者」・・・違反（過失）がより重いか、または違反（過失）が同程度の場合にあつては被害の小さい方の当事者をいう
- 「当事者」・・・けがの有無にかかわらず事故にかかわった人数

【注】※ 同種のもの相互の事故は、件数1とする。（例えば、自動二輪車対自動二輪車事故の場合、自動二輪車事故1件として計上）

※ 各項目の網掛けは一番多いものとする。

交通事故統計に関するお問い合わせは…

三島警察署 交通課交通係 TEL：055-981-0110 内線411